

## 学生会会長及び副会長選挙細則

- 第1条 この細則は、日本橋学館大学学生会会則第11条に基づき、会長1名、副会長2名を選出することを目的とする。
- 2 この細則に定められていない事項については、学生会役員会にて審議し総会に諮りこれを処理する。
- 第2条 選挙の実施において学生会役員は、委員長1名、副委員長2名、書記1名を会員より選出し選挙管理委員会を組織させ、選挙の公正な管理及び運営を行わせる。その任期は、選挙日の1ヶ月前から選挙に関する業務の終了までとする。
- 第3条 選挙管理委員会を構成する者は、立候補することはできない。
- 第4条 会長及び副会長の選挙は、毎年11月に行い、選挙公示は、選挙投票日の2週間前に行う。再選挙及び補欠選挙の場合の公示は、1週間前に行う。
- 第5条 選挙管理委員会は、学生会会長及び副会長選挙について次の事項を行う。
- (1) 選挙日程の作成及び実施
  - (2) 立候補者募集の公示
  - (3) 立候補者の受付及び公示
  - (4) 立候補者名簿の作成及び閲覧
  - (5) 選挙の公示及び実施
  - (6) 開票及び開票結果の公示
  - (7) 大学への報告及び施設使用の許可
  - (8) その他選挙に関する事項
- 第6条 会長及び副会長選挙に立候補するものは、選挙実施の公示のあった日から規定日までに選挙管理委員会が規定する用紙に必要事項を記入し選挙管理委員会へ提出する。
- 第7条 立候補を辞退するときは、投票日の3日前までに理由書を添えて選挙管理委員会に届出る。
- 第8条 会長は、有効投票数の1位得票者を当選とする。副会長は、1位、2位得票者までのうち2名までを当選とする。
- 第9条 立候補者が、定員又は定員に満たない場合は、信任投票とする。この場合は、有効投票数の過半数を得た者を当選とする。
- 第10条 投票は、選挙管理委員会が定めた場所とする。
- 第11条 投票用紙は、選挙当日に投票場所において学生証確認のうえ、学生会会員に交付する。
- 第12条 投票は、無記名直筆投票とする。
- 第13条 開票所は、選挙管理委員会の定めた場所とする。
- 第14条 開票の結果は、速やかに全学生会会員に公示する。
- 第15条 選挙運動は、立候補の当日から投票日の前日まで行うことができる。
- 第16条 選挙活動におけるポスターの大きさや掲示場所及び枚数などは、選挙管理委員会の決定に従って行わなければならない。但し、場所、時間等については、選挙管理委員会から大学の許可を必要とする。
- 第17条 選挙管理委員会を構成する者は、一切の選挙運動をすることができない。
- 第18条 選挙の結果当選者が定員に満たない場合、その他欠員を生じた場合は、原則として補欠選挙を行う。
- 第19条 公正な選挙の信頼維持のため、開票作業は、大学立ち会いのもとに行う。
- 第20条 この細則は、平成13年4月2日から施行する。